平成２４年（フ）第５２号
新潟県新発田市中央町３丁目10番11号
破産者　常木　　孝
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３６号
静岡県浜松市南区石原町530番地
破産者　日内地俊夫
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７０５号
京都市左京区上高野上畑町１番地、開始決定時の住所京都市伏見区醍醐御霊ケ下町18番地の６
破産者　田中　皿郎
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
奈良県生駒市仲之町６番12―306号
破産者　小出水　治
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７号
宮崎県延岡市鹿狩瀬町1518番地８
破産者　歌津　博人
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１３３８号
大阪市平野区背戸口１丁目11番18号
破産者　株式会社クリアカンパニー
1　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
2　一般調査期日　平成24年11月26日午後３時30分
平成24年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０１号
京都市中京区聚楽廻西町114番地１
破産者　坂本　　薫
1　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
2　一般調査期日　平成24年12月18日午前11時30分
平成24年９月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
大阪府富田林市甲田２丁目３番21―401号、前住所大阪府富田林市宮町３丁目4274番地４
破産者　婦木　福江
1　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午前11時30分
平成24年９月25日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
大分市大字津守823番地の１　サンコーポＢ306、開始決定時の住所大分市下郡南１丁目７番23号
破産者　小野　義一
1　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
2　一般調査期日　平成24年12月18日午前11時30分
平成24年９月25日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第３２０号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜320番地２
破産者　小玉　日本
1　期日　平成24年10月29日午後４時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月26日　　函館地方裁判所

債権者集会等の期日

平成２０年（フ）第８２７１号
東京都江戸川区平井４丁目29―９―305
破産者　櫻井　良之
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午前10時
平成24年９月24日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第５５３号
鹿児島県鹿屋市白水町1986番地４
破産者　丸栄建設株式会社
異議申述期間　平成24年11月12日まで
平成24年９月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
宮崎県宮崎市大島町馬場尻1899番地１
破産者　兒玉　光代
異議申述期間　平成24年11月26日まで
平成24年９月26日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１３５号
宮崎県宮崎市大島町馬場尻1899番地１
破産者　兒玉　教久
異議申述期間　平成24年11月26日まで
平成24年９月26日　宮崎地方裁判所延岡支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第３号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山672番地
再生債務者　株式会社春日
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　岐阜市今小町３番地　足立法律事務所　弁護士　足立　　洋
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成24年９月25日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第４８号
埼玉県越谷市千間台東３丁目30番地10
再生債務者　松本欣一郎
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月16日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月30日から平成24年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第５号
千葉県茂原市法目1194番地８
再生債務者　石井　　肇
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月16日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月30日から平成24年11月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２４年（再イ）第３５号
千葉県山武郡大網白里町季美の森南２丁目３番地１
再生債務者　今井　　順
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月16日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月30日から平成24年11月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（再イ）第１９１号
名古屋市緑区鳴海町字文木48番地　野村ステイツ鳴海201号
再生債務者　村上　道治
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月16日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月23日から平成24年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部